

## 四日市訪問リハビリテーション連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は「四日市訪問リハビリテーション連絡協議会」と称する。

(所在)

第2条 本会は別に定める代表が所在を定め、事務を統括する。

(目的)

第3条 本会は  
「四日市市・三重郡における訪問リハビリテーション事業の普及及び啓発活動」  
「四日市市・三重郡内の訪問リハビリテーション事業所間連携の構築と強化」  
を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 訪問リハビリテーションに従事している理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が定期的に集まり会議を開催することで情報共有及び検討を行う事項。

①会議について。

(ア) 会議は年に2回以上の定期協議会とする。

(イ) 代表及び事務局が必要と考えた際には臨時協議会を開催する。

(2) 本会スタッフ、本会参加者間の連結ならびに親睦に関する事項。

(3) その他、本会の目的達成に必要な事項。

(組織)

第5条 本会は、本会の目的に賛同した会員を以って組織する。

(会員)

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

四日市市内・三重郡内で訪問リハビリテーション事業を行っている、または行う予定のある職格を有する者

(世話役)

第7条 本会は次の世話役を置く。

(1) 代表 1名

(2) 運営スタッフ

事務局（事務局長1名、会計責任者1名、監事1名）

世話役は常勤セラピストの所属人数により事業所ごとの輪番制とする。

所属人数による担当世話役は下記の通り。

(1) 代表

→常勤セラピストが1～2人の事業所が担当

(2) 運営スタッフ 事務局（事務局長1名、会計責任者1名、監事1名）

→常勤セラピストが3人以上の事業所が担当

任期は3年とする。

※例外として、任期満了となる年度に、常勤セラピストが0人、訪問リハビリ事業は休止中の事業所は順番を飛ばして対応する。

2024年2月現在での輪番は下図の通り

四日市市訪問リハビリ連絡協議会	
代表	事務局
四日市医師会	富田浜病院
↓	↓
四日市羽津医療センター	訪問看護ステーションいくわ
↓	↓
(かがやき)	みえ川村老健
↓	↓
訪問看護ステーションあすか	山中胃腸科病院
↓	↓
訪問看護ステーション春	しらゆりケア
↓	↓
菰野厚生病院	みたき総合病院
↓	↓
聖十字ハイツ	主体会病院
↓	
(ナーシングホームもも)	

(職務)

- 第8条
- 1、代表は本会の会務を総轄する。
  - 2、運営スタッフ（事務局）は代表を補佐し、代表が指定した役割によってその職務を執行する。
  - 3、代表が職務を執行できない時は、運営スタッフが会務を代行する。

(種別)

- 第9条 世話役会は運営会議とし、運営会議は定期運営会議及び臨時運営会議とする。

(構成)

- 第10条 運営会議は代表及び運営スタッフをもって構成する。  
定期・臨時協議会は訪問リハビリテーションに従事しているものを中心に、本協議会会員により構成される。

(権能)

- 第11条 運営会議は次の事項を議決する。
- (1) 事業計画の立案
- 定期・臨時協議会は次の事項を議決する。
- (1) 事業計画の決定
  - (2) 事業報告の承認
  - (3) その他、本会の運営に関する重要な事項

(開催)

- 第12条 臨時運営会議、臨時協議会は代表が必要と認めた時、または運営スタッフから会議の目的たる事項を申し立て開催の請求があった時開催する。

(招集)

- 第13条 運営会議ならびに定期・臨時協議会は、代表及び事務局が開催を決定し招集する。

(参加費)

- 第14条 本会は、研修等で参加費を設けることがある。  
参加費は施設使用費、資料作成費、雑費等に使用する。

(構成)

第 15 条 本会の運営に必要とする会費や会議への参加費は無料である。  
必要により臨時の参加費を徴収することもある。

(管理)

第 16 条 臨時における会費が発生した場合、事務局がこれを管理する。

(会計年度及び会計監査)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。  
会計責任者は本協議会の経理につき年 1 回監事の監査を受け、定期協議会へ報告する。

(委任)

第 18 条 この規約について必要な事項は、この規約で定めたものを除いて代表及び運営スタッフに委任する。

(規約と改廃)

第 19 条 本規約の改廃は、定期協議会において決定する。

(代表及び事務局)

第 20 条 代表・事務局は 2017 年 4 月 1 日現在、下記の通り  
代表 : みえ医療福祉生協 訪問看護ステーションいくわ  
理学療法士 徳力 康治  
事務局 : 主体会病院 在宅医療福祉部 訪問リハビリテーション

附則 2013 年 7 月 5 日 施行  
2015 年 4 月 1 日 改訂 、 2017 年 4 月 1 日 改訂  
2019 年 12 月 18 日 更新 、 2024 年 1 月 11 日 改訂